

平成29年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成29年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年5月15日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 鈴木 真由美

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
市民生活課 H30. 1. 11監査 H30. 3. 7報告	<p>【契約事務について】 自治会に対する防犯灯維持費補助金の決定は、申請者から提出される1年間の電灯料支払明細書等に基づき行われるが、これらの証拠書類の整理保存等が不十分である状態が散見されることから、今後は江別市防犯灯補助金交付規則を遵守し、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。</p>	<p>【措置済み】 江別市防犯灯補助金交付規則の遵守について課内で再確認しました。 今後は同様の誤りが無いよう、電灯料支払明細書等の証拠書類の整理保存等を徹底し、適正な補助金交付事務の執行に努めます。</p>
給食センター H29. 11. 9監査 H30. 1. 25報告	<p>【契約事務について】 ①江別市立学校給食センター調理員用白衣等クリーニング業務契約事務の見積り合わせ及び契約締結に係る決裁において、役務費として予算付けされているにもかかわらず委託料と誤って処理したことにより、最終決裁権者の決裁が漏れていることから、今後は江別市事務専決規程等を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>②上記契約事務において、仕様書と設計書の内容が一部一致していないことから、今後は適切な事務処理に努められたい。</p> <p>③請負に関する契約書に貼付する収入印紙は、概算金額が算出できるものについては、その概算金額を記載金額として税率を適用する</p>	<p>【措置済み】 最終決裁権者の決裁漏れについては、課内において江別市事務専決規程等遵守の周知徹底を行いました。今後は適正な契約事務の執行に努めます。</p> <p>【措置済み】 仕様書及び設計書の内容に食い違いが生じないよう、必ず複数人で確認するなど、適切な事務処理に努めます。</p> <p>【措置済み】 請負に関する契約書に貼付する収入印紙について、概算金額が算出できるものについては、その概算金額を記載金額として税率が適用されることを契約の相手方に伝え、適正な額の収入印紙を貼付する</p>

	ことから、契約内容に見合った収入印紙の貼付を契約の相手方に求められたい。	よう指導しました。
--	--------------------------------------	-----------

掲示期限：平成30年5月28日